| 航空気象観測通報業務委託 | |
|---|---|
| （1）履行期間 | 令和９年４月１日（木）～令和１０年３月３１日（金） |
| （2）対象空港 | ６空港（大島空港、新潟空港、富山空港、能登空港、松本空港、静岡空港） |
| （3）目的 | 気象庁の航空気象観測所における観測通報等業務を行い、航空機の安全かつ効率的な運航を確保すること。 |
| （4）主な業務内容 | 各就業場所共通<br>①観測通報<br>気象の変化及び気象データを常時監視し、定められた時刻や基準を超えて気象の変化を認めた場合等に、航空気象観測指針に基づき、視程、大気現象、雲量、雲形、雲底の高さを目視で観測し、その成果を観測システムに入力する。これらの入力データに加え観測システムで総合的に処理し自動で得られるデータ（風向・風速、滑走路視距離（RVR）、気温等のデータ）をその成果として通報する。<br>②庁舎、観測機器等の維持・管理等<br>各観測機器の安定した運用を行うため、庁舎、付属施設、観測システム等の維持・管理等を行う。<br>③関係機関からの問い合わせ等への対応<br>関係機関（航空局、空港管理事務所、航空会社等）から気象状況に関する照会を受けた場合には、観測通報もしくは口頭等により速やかに対応する。 |
| （5）業務実施体制の確保 | ①業務を確実に実施するため、（8）に示す勤務時間等を基本として必要な体制を確保すること。航空機の運航状況等により、勤務時間外に業務を実施する必要が生じる場合があるため、気象庁からの連絡に応じて業務を速やかに実施できる体制を確保すること。<br>②健康状態が良好であって、（6）に示す要件を満たしている観測員を確保すること。<br>③空港毎に勤務表、研修・訓練計画等の立案・実施指導、その他業務全体の管理等を実施し、監督職員等との必要な連絡調整を行う総括観測員を観測員の中から定めること。<br>④対象空港を一元的に管理・監督し、品質マネジメントシステムを統括することを専ら行う統括責任者を定めること。 |
| （6）観測員の要件 | ①高等学校卒業以上またはそれと同等の学力を有すること。<br>②観測機器等の維持・管理のため、梯子を登り高さ10メートル程度の高所での作業が可能であること。<br>③ワード・エクセルによる報告書や記録の作成及びデジタルカメラの操作・写真撮影ができること。また、それらのデータをパソコンからメールで送信できること。<br>④電子機器の取り扱いに関する基礎的な知識を有し、複写機及びＦＡＸ等の操作ができること。<br>⑤航空気象観測業務に関する力量を有すること。力量の詳細は別紙に示す。<br>⑥観測機器等の維持・管理及び障害時の対応等に必要な、当該飛行場の場内での車両運転に必要な資格を所有していること。<br>⑦飛行場の場内に立ち入る際に管制機関と連絡をとるため、第3級陸上特殊無線技士と同等以上の無線従事者の資格を所有していること。<br>⑧総括観測員は、空港等における航空気象観測業務を1年以上経験していること。 |
| （7）就業部署 | ①大島航空気象観測所<br>住所：東京都大島町元町字北の山270番1<br>②新潟航空気象観測所<br>住所：新潟県新潟市東区松浜町2350-4<br>③富山航空気象観測所<br>住所：富山県富山市秋ヶ島35 富山空港内<br>④能登航空気象観測所<br>住所：石川県輪島市三井町洲衛10部11番2<br>⑤松本航空気象観測所<br>住所：長野県松本市大字空港東8928番地<br>⑥静岡航空気象観測所<br>住所：静岡県牧之原市坂口1250番地72 |
| （8）勤務時間 | 下記の時間において気象の変化及び気象データを常時監視するとともに、 |

| | |
|---|---|
| | 観測通報を確実に実施できるよう、勤務時間を確保すること。<br>①大島航空気象観測所<br>07：15～17：30　常時監視時間数　約3,752時間<br>②新潟航空気象観測所<br>06：45～21：30　常時監視時間数　約5,399時間<br>③富山航空気象観測所<br>06：15～21：30　常時監視時間数　約5,582時間<br>④能登航空気象観測所<br>07：30～19：30　常時監視時間数　約4,392時間<br>⑤松本航空気象観測所<br>07：45～19：00　常時監視時間数　約4,118時間<br>⑥静岡航空気象観測所<br>07：00～22：00　常時監視時間数　約5,490時間 |

※記載内容は予定であるため、入札公告時には変更となる場合があります。
本調達は、令和９年度予算の成立を条件とします。

別紙

航空気象観測通報実施に際し観測員に必要とされる力量の一覧

| 分類 | 項　　目 | 具体的に求められる力量 |
|---|---|---|
| 実況把握 | 気象状況の分析と説明 | 各種観測データ、天気図等の資料を用いて、現在の気象状況を把握できること |
| | 地域特性の理解 | 当該空港で着目しておくべき気象現象（特に航空機の運航に関わるもの）について理解していること |
| 観測・通報 | 観測の実施 | |
| | 風向・風速 | 決められた観測方法を理解し、各観測要素を適切な手段・方法・手順に沿って観測し、記録すること |
| | 視程、滑走路視距離 | |
| | 雲量、雲形、雲底高度 | |
| | 気温、湿度、露点温度 | |
| | 気圧（高度計規正値） | |
| | 航空機の運航に影響をもたらすその他の重要な現象 | |
| | 通報の実施 | |
| | 観測結果の通報 | 通報式に関する規定のコード、フォーマットを理解し、正しい観測結果を速やかに通報すること |
| | 通報結果の誤りの訂正 | 通報後でも観測結果が正しく伝わったかどうかをチェックし、必要があれば適切に訂正を行うこと |
| 品質管理 | 自動観測値のチェック | 目視、周辺の観測値等から、注意力をもって自動観測値の妥当性を常にチェックし、必要があれば修正を行うこと |
| | 品質管理手順の適用 | 定められている品質管理手順を理解していること |
| | システムの動作状況の監視 | 各種システムの動作状態を常に確認するとともに、障害発生時にとるべき対応を理解していること |
| 保守 | システムの保守点検の実施 | 各種観測システムの定期的な保守点検作業を理解し、実施できること |